

別表1の3 車椅子のみを固定できる自動車による患者等搬送事業

指導事項	指導内容
1 乗務員（車椅子専用）の要件	<p>車椅子のみを固定できる患者等搬送用自動車（以下「患者等搬送用自動車（車椅子専用）」という。）に同乗し搬送業務に従事する乗務員（以下「乗務員（車椅子専用）」という。）は満18才以上の者で、次のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>①別表2に掲げる消防機関が行う講習を修了し、適任証の交付を受けた者。</p> <p>②別表4に掲げる前掲①の者と同等以上の知識及び技能を有すると認められ、適任証の交付を受けた者。</p>
2 患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）の交付	<p>①消防長は、1の①及び②の該当者に対して、別記様式3の2に定める適任証を交付すること。</p> <p>②適任証の有効期間は、2年間とすること。ただし、別表1の1共通事項の3で定める患者等搬送乗務員定期講習を受けた者についてはさらに2年間有効とし、それ以降も同様とすること。</p>
3 適任証（車椅子専用）の携帯	<p>乗務員（車椅子専用）は、搬送業務に従事するときは、適任証（車椅子専用）を携帯すること。</p>
4 運行体制	<p>患者等搬送用自動車（車椅子専用）を用いて搬送を実施する事業（以下「患者等搬送事業（車椅子専用）」という。）を行う者（以下「患者等搬送事業者（車椅子専用）」という。）は、患者等搬送用自動車（車椅子専用）1台につき1名以上の乗務員（車椅子専用）をもって業務を行わせること。</p> <p>ただし、搬送中に容態急変の可能性が高い場合等については、医師等を同乗させる又は乗務員（車椅子専用）数を2名以上とする等、対応に必要な体制を確保すること。</p>
5 患者等搬送用自動車（車椅子専用）の要件	<p>患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、次に掲げる構造及び設備を有するものであること。</p> <p>①十分な緩衝装置を有すること。</p> <p>②換気及び冷暖房の装置を有するものであること。</p> <p>③乗務員（車椅子専用）が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。</p> <p>④車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。</p> <p>⑤車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること。</p> <p>⑥携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。</p>
6 積載資器材	<p>患者等搬送用自動車（車椅子専用）には、別表5に掲げる資器材を積載すること。</p>